

最低制限価格の端数処理について

これまで、最低制限価格の設定については、1,000円未満の額を切捨てた価格として運用していましたが、より適切な設定価格とすることで競争環境を確保するため、以下のとおり運用の見直しを行います。

○改正内容 最低制限価格に係る端数の処理方法

(現行) 1,000円未満の額を切捨て

↓

(改正) 1円未満の額を切捨て

○適用日 令和6年6月14日以降の入札公告又は指名通知する案件から適用